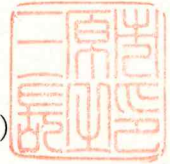


三原市キャッシュレス決済システム導入事業者選定に係る
公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和3年11月22日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

三原市長
(デジタル化戦略課)



1 事業概要

- (1) 事業名称 三原市キャッシュレス決済システム導入事業
- (2) 事業内容 「三原市キャッシュレス決済システム導入事業仕様書」に記載のとおり
- (3) 履行場所 三原市港町三丁目5番1号 三原市役所及び三原市が指定する場所
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

※1 運用開始日は令和4年3月1日(火曜日)を想定するが、詳細は本市と協議により決定する。

※2 本業務に係る契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱(平成17年三原市要綱第204号)の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。(三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。)
- (5) 公募開始日において日本国内の地方公共団体において導入実績のある端末を提案できる者であること。

3 添付資料

三原市キャッシュレス決済システム導入事業公募型プロポーザル実施要領
三原市キャッシュレス決済システム導入事業仕様書

4 担当課

三原市 デジタル化戦略監 デジタル化戦略課
住所 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
電話 0848-67-6010(直通) Fax 0848-64-4985
Eメール: joho@city.mihara.hiroshima.jp